

## 第2回群馬県メンテナンス協議会

日 時：平成26年7月24日（木）  
14:00～16:00  
場 所：群馬建設会館Bホール  
（前橋市元総社町 2-5-3）

### 議事次第

1. 開 会
2. あいさつ（会長）
3. 協議会規約の変更について
4. 議事
  - （1）これまでの動き
  - （2）群馬県内の道路橋の状況について
  - （3）道路施設の管理に関する支援要望について
  - （4）その他
5. 閉 会

## 群馬県メンテナンス協議会 規約

## (名 称)

第 1 条 本会は、「群馬県メンテナンス協議会」（以下、「協議会」という。）と称する。

## (目 的)

第 2 条 協議会は、道路法第 28 条の 2 の規定に基づき設置するもので、群馬県内の道路管理を効果的に行うため、各道路管理者が相互に連絡調整を行うことにより、円滑な道路管理の促進を図ることを目的とする。

## (協議事項)

第 3 条 協議会は、第 2 条の目的を達成するため、次の事項について審議する。

- (1) 道路施設の維持管理等に係る意見調整・情報共有に関すること。
- (2) 道路施設の点検、修繕計画等の把握・調整に関すること。
- (3) 道路施設の損傷事例や技術基準類等の共有に関すること。
- (4) その他、道路の管理に関連し会長が妥当と認めた事項。

## (組 織)

第 4 条 協議会は、第 2 条の目的を達成するため、群馬県内における高速自動車国道、一般国道、県道及び市町村道の各道路管理者及び協議会が必要と認めるもので組織する。

2. 協議会には、会長及び副会長を 2 名置くものとし会長は国土交通省関東地方整備局高崎河川国道事務所長、副会長は群馬県県土整備部道路管理課長及び東日本高速道路会社高崎管理事務所長とする。

3. 会長に事故等があるときは、副会長がその職務を代行する。

4. 協議会の構成は「別表－1」のとおりとする。

ただし、必要に応じ会長が指名するものの出席を求めることができる。

5. 会長は、個別課題等についての検討・調整を行うため「専門部会」を設置することができるものとする。

6. 協議会には、高速自動車国道、一般国道、県道、市町村道の代表者からなる、幹事会を置くものとし構成は「別表－2」のとおりとする。

7. 協議会に、道路構造物等の不具合発生時等における技術的な助言、専門的な研究機関等への技術相談の窓口として、「長寿命化推進室」を設置するものとし国土交通省関東地方整備局高崎河川国道事務所に置く。

## (幹事会)

第 5 条 幹事会は、会長の招集により開催するものとし、次の事項について調整する。

- (1) 協議会の運営全般についての補助、会員相互の連絡調整
- (2) 協議会における協議議題の調整
- (3) 規約の策定・改正・廃止等に係る調整
- (4) その他、協議会の運営に際し必要となる事項の調整

## (事務局)

第 6 条 協議会の運営に関わる事務を行わせるため、事務局を置く。

2. 事務局は、国土交通省関東地方整備局高崎河川国道事務所計画課、道路管理第二課、群馬県県土整備部道路管理課及び東日本高速道路株式会社関東支社高崎管理事務所に置く。

(規約の改正)

第7条 本規約の改正等は、本協議会の審議・承認を得て行うことができる。

(その他)

第8条 本規約に定めるもののほか必要な事項はその都度協議して定めるものとする。

(附則)

本規約は、平成26年3月18日から施行する。

本規約は、平成 年 月 日から施行する。

## 群馬県メンテナンス協議会 名簿

	所 属	役 職
会 長	国土交通省関東地方整備局	高崎河川国道事務所長
	群馬県県土整備部	建設企画課長
副会長	群馬県県土整備部	道路管理課長
副会長	東日本高速道路株式会社関東支社	高崎管理事務所長
	東日本高速道路株式会社関東支社	宇都宮管理事務所長
	東日本高速道路株式会社関東支社	加須管理事務所長
	東日本高速道路株式会社関東支社	佐久管理事務所長
	東日本高速道路株式会社新潟支社	湯沢管理事務所長
	前橋市	建設部長
	高崎市	建設部長
	桐生市	都市整備部長
	伊勢崎市	建設部長
	太田市	都市政策部長
	沼田市	都市建設部長
	館林市	都市建設部長
	渋川市	建設部長
	藤岡市	都市建設部長
	富岡市	都市建設部長
	安中市	建設部長
	みどり市	都市建設部長
	榛東村	建設課長
	吉岡町	産業建設課長
	上野村	事業部経済課長
	神流町	建設課長
	下仁田町	産業振興課長

## 群馬県メンテナンス協議会 名簿

	所 属	役 職
	南牧村	振興整備課長
	甘楽町	振興課長
	中之条町	建設課長
	長野原町	建設課長
	嬭恋村	建設課長
	草津町	愛町部土木課長
	高山村	農政課長
	東吾妻町	建設課長
	片品村	農林建設課長
	川場村	田園整備課長
	昭和村	建設課長
	みなかみ町	地域整備課長
	玉村町	都市建設課長
	板倉町	都市建設課長
	明和町	経済建設課長
	千代田町	建設水道課長
	大泉町	都市建設部長
	邑楽町	都市建設課長
	公益財団法人群馬県建設技術センター	事務局長
オブザーバー	国土交通省関東地方整備局 道路部	道路保全企画官
	国土交通省関東地方整備局 道路部	地域道路課長
事務局	国土交通省関東地方整備局 高崎河川国道事務所 計画課・道路管理第二課	
	群馬県県土整備部 <u>道路管理課</u>	
	東日本高速道路株式会社関東支社 高崎管理事務所	

## 群馬県メンテナンス協議会 幹事会名簿

	所 属	役 職
幹事長	国土交通省関東地方整備局高崎河川国道事務所	副所長
副幹事長	群馬県県土整備部道路管理課	次長
	東日本高速道路株式会社関東支社高崎管理事務所	副所長
	前橋市建設部道路管理課	課長
	高崎市建設部道路維持課	課長
	太田市都市政策部道路管理課	課長
	沼田市都市建設部建設課	課長
	中之条町建設課	課長
	玉村町都市建設課	課長
	甘楽町振興課	課長
	板倉町都市建設課	課長
	みなかみ町地域整備課	課長
	東吾妻町建設課	課長
事務局	国土交通省関東地方整備局 高崎河川国道事務所 計画課・道路管理第二課	
	群馬県県土整備部 道路管理課	
	東日本高速道路株式会社関東支社 高崎管理事務所	

## これまでの動き

## 前回協議会からのメンテナンスに係わる動き

平成 26 年 3 月 18 日 第 1 回群馬県メンテナンス協議会開催

平成 26 年 4 月 14 日 社会資本整備審議会道路分科会建議  
「道路の老朽化対策の本格実施に関する提言」  
【P2~3 参照】

平成 26 年 6 月 23 日 群馬県メンテナンス協議会から群馬県内の市町村に  
対し「道路施設の管理に関する支援要望につ  
いて」依頼文を発出

平成 26 年 6 月 25 日 定期点検要領を策定  
・ 道路橋定期点検要領  
・ 道路トンネル定期点検要領  
・ シェッド、大型カバー等定期点検要領  
・ 横断歩道橋定期点検要領  
・ 門型標識等定期点検要領  
【P4 参照】

平成 26 年 7 月 1 日 維持修繕に関する省令・告示施行  
[国土交通省令]  
・ 道路の維持又は修繕に関する技術的基準類  
[告示]  
・ トンネル等の健全性の診断結果の分類に関する  
告示  
【P5~6 参照】

平成 26 年 7 月 22 日 定期点検要領等説明会開催（国土交通本省）

道路の老朽化対策の本格実施  
に関する提言

平成26年4月14日

社会資本整備審議会 道路分科会

# 道路の老朽化対策の本格実施に関する提言 概要

## 【1. 道路インフラを取り巻く現状】

### (1) 道路インフラの現状

- 全橋梁約70万橋のうち約50万橋が市町村道
- 一部の構造物で老朽化による変状が顕在化
- 地方公共団体管理橋梁では、最近5年間で通行規制等が2倍以上に増加

### (2) 老朽化対策の課題

- 直轄維持修繕予算は最近10年間で2割減少
- 町の約5割、村の約7割で橋梁保全業務に携わっている土木技術者が存在しない
- 地方公共団体では、遠望目視による点検も多く点検の質に課題

### (3) 現状の総括(2つの根本的課題)

最低限のルール・基準が確立していない



メンテナンスサイクルを回す仕組みがない

## 【2. 国土交通省の取組みと目指すべき方向性】

### (1) メンテナンス元年の取組み

**本格的にメンテナンスサイクルを回すための取組みに着手**

#### ○道路法改正【H25.6】

- ・点検基準の法定化
- ・国による修繕等代行制度創設

#### ○インフラ長寿命化基本計画の策定【H25.11】

- 『インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議』  
⇒インフラ長寿命化計画（行動計画）の策定へ

### (2) 目指すべき方向性

- ①メンテナンスサイクルを確定 ②メンテナンスサイクルを回す仕組みを構築

**産学官のリソース(予算・人材・技術)を全て投入し、総力をあげて本格的なメンテナンスサイクルを始動【道路メンテナンス総力戦】**

## 【3. 具体的な取組み】

### (1) メンテナンスサイクルを確定(道路管理者の義務の明確化)

各道路管理者の責任で以下のメンテナンスサイクルを実施

#### [点検]

- 橋梁(約70万橋)・トンネル(約1万本)等は、国が定める統一的な基準により、5年に1度、近接目視による全数監視を実施
- 舗装、照明柱等は適切な更新年数を設定し点検・更新を実施

#### [診断]

- 統一的な尺度で健全度の判定区分を設定し、診断を実施  
『道路インフラ健診』  
(省令・告示：H26.3.31公布、同年7.1施行予定)

区分	状態
I 健全	構造物の機能に支障が生じていない状態
II 予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
III 早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
IV 緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態

#### [措置]

- 点検・診断の結果に基づき計画的に修繕を実施し、必要な修繕ができない場合は、通行規制・通行止め
- 利用状況を踏まえ、橋梁等を集約化・撤去
- 適切な措置を講じない地方公共団体には国が勧告・指示
- 重大事故等の原因究明、再発防止策を検討する『道路インフラ安全委員会』を設置

#### [記録]

- 点検・診断・措置の結果をとりまとめ、評価・公表(見える化)

### (2) メンテナンスサイクルを回す仕組みを構築

メンテナンスサイクルを持続的に回す以下の仕組みを構築

#### [予算]

- (高速) ○高速道路更新事業の財源確保(通常国会に法改正案提出)
- (直轄) ○点検、修繕予算は最優先で確保
- (地方) ○複数年にわたり集中的に実施する大規模修繕・更新に対して支援する補助制度

#### [体制]

- 都道府県ごとに『道路メンテナンス会議』を設置
- メンテナンス業務の地域一括発注や複数年契約を実施
- 社会的に影響の大きな路線の施設等について、国の職員等から構成される『道路メンテナンス技術集団』による『直轄診断』を実施
- 重要性、緊急性の高い橋梁等は、必要に応じて、国や高速会社等が点検や修繕等を代行(跨道橋等)
- 地方公共団体の職員・民間企業の社員も対象とした研修の充実

#### [技術]

- 点検業務・修繕工事の適正な積算基準を設定
- 点検・診断の知識・技能・実務経験を有する技術者確保のための資格制度
- 産学官によるメンテナンス技術の戦略的な技術開発を推進

#### [国民の理解・協働]

- 老朽化の現状や対策について、国民の理解と協働の取組みを推進

平成26年6月25日  
道 路 局

## 「定期点検要領」の策定について

高度経済成長期に集中的に整備されてきたトンネル、橋等の老朽化が進行しており、これらの道路構造物を効率的に維持管理していくことが求められています。

また、平成26年4月14日の社会資本整備審議会道路分科会基本政策部会において、「道路の老朽化対策の本格実施に関する提言」がとりまとめられ、維持管理の重要性が指摘されているところです。

これを受けて、道路法施行規則の一部を改正する省令（平成26年国土交通省令第39号。以下「省令」という。）及びトンネル等の健全性の診断結果の分類に関する告示（平成26年国土交通省令告示第426号。以下「告示」という。）が平成26年3月31日に公布され、同年7月1日より施行されます。

これにより、トンネル、橋等の点検は近接目視により5年に1回の頻度を基本とし、その健全性については4段階に区分することになります。

そのため、地方公共団体における円滑な点検の実施のための技術的助言として、省令及び告示の規定に基づいた、具体的な点検方法、主な変状の着目箇所、判定事例写真等を示した定期点検要領を策定しましたのでお知らせします。

### 【定期点検要領】

- ・ 道路橋定期点検要領
- ・ 道路トンネル定期点検要領
- ・ シェッド, 大型カルバート等定期点検要領
- ・ 横断歩道橋定期点検要領
- ・ 門型標識等定期点検要領

本要領は、下記、国土交通省ホームページより入手できます。

([http://www.mlit.go.jp/report/press/road01\\_hh\\_000429.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_000429.html))

問合せ先	<b>【問い合わせ先】</b> 国道・防災課 課長補佐 塩谷 正広 03-5253-8111(内線37892) 03-5253-1620(FAX) 国道・防災課 道路保全企画室 課長補佐 寺沢 直樹 03-5253-8111(内線37852) 03-5253-1620(FAX)
------	---

## 維持修繕に関する省令・告示の規定について

### 省令

○道路法施行規則（昭和二十七年建設省令第二十五号）

（道路の維持又は修繕に関する技術的基準等）

第四条の五の二 令第三十五条の二第二項の国土交通省令で定める道路の維持又は修繕に関する技術的基準その他必要な事項は、次のとおりとする。

- 一 トンネル、橋その他道路を構成する施設若しくは工作物又は道路の附属物のうち、損傷、腐食その他の劣化その他の異状が生じた場合に道路の構造又は交通に大きな支障を及ぼすおそれがあるもの（以下この条において「トンネル等」という。）の点検は、トンネル等の点検を適正に行うために必要な知識及び技能を有する者が行うこととし、近接目視により、五年に一回の頻度で行うことを基本とすること。
- 二 前号の点検を行ったときは、当該トンネル等について健全性の診断を行い、その結果を国土交通大臣が定めるところにより分類すること。
- 三 第一号の点検及び前号の診断の結果並びにトンネル等について令第三十五条の二第一項第三号の措置を講じたときは、その内容を記録し、当該トンネル等が利用されている期間中は、これを保存すること。

### 告示

○トンネル等の健全性の診断結果の分類に関する告示（平成二十六年国土交通省告示第四百二十六号）

トンネル等の健全性の診断結果については、次の表に掲げるトンネル等の状態に応じ、次の表に掲げる区分に分類すること。

区分		状態
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態。
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

※施行：平成26年7月1日

○道路法（昭和二十七年法律第百八十号）

（道路の維持又は修繕）

第四十二条 道路管理者は、道路を常時良好な状態に保つように維持し、修繕し、もつて一般交通に支障を及ぼさないように努めなければならない。

- 2 道路の維持又は修繕に関する技術的基準その他必要な事項は、政令で定める。
- 3 前項の技術的基準は、道路の修繕を効率的に行うための点検に関する基準を含むものでなければならない。

○道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）

（道路の維持又は修繕に関する技術的基準等）

第三十五条の二 法第四十二条第二項の政令で定める道路の維持又は修繕に関する技術的基準その他必要な事項は、次のとおりとする。

- 一 道路の構造、交通状況又は維持若しくは修繕の状況、道路の存する地域の地形、地質又は気象の状況その他の状況（次号において「道路構造等」という。）を勘案して、適切な時期に、道路の巡視を行い、及び清掃、除草、除雪その他の道路の機能を維持するために必要な措置を講ずること。
- 二 道路の点検は、トンネル、橋その他の道路を構成する施設若しくは工作物又は道路の附属物について、道路構造等を勘案して、適切な時期に、目視その他適切な方法により行うこと。
- 三 前号の点検その他の方法により道路の損傷、腐食その他の劣化その他の異状があることを把握したときは、道路の効率的な維持及び修繕が図られるよう、必要な措置を講ずること。

2 前項に規定するもののほか、道路の維持又は修繕に関する技術的基準その他必要な事項は、国土交通省令で定める。

## 群馬県内の道路橋の状況について

# 群馬県内の道路橋数一覧

地方公共団体名 (平成26年4月1日時点) 都道府県名 市区町村名 (都道府県、 政令市名)		管理橋梁数			交差施設数 (橋長2m以上15m未満)					交差施設数 (橋長15m以上)				
		(橋長2m以上) (a)+(b)	(橋長2m以上 15m未満) (a)	(橋長15m 以上) (b)	鉄道(跨線橋)		道路(跨道橋)			鉄道(跨線橋)		道路(跨道橋)		
					新幹線	在来線等	高速道路	直轄道路	その他	新幹線	在来線等	高速道路	直轄道路	その他
群馬県	群馬県	2560	1562	998	0	6	0			0	46	9	1	37
①群馬県計		2560	1562	998	0	6	0			0	46	9	1	37
群馬県	前橋市	1302	1064	238	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0
群馬県	高崎市	1491	1251	240	0	0	0	0	3	6	7	17	2	20
群馬県	桐生市	511	448	63	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
群馬県	伊勢崎市	622	509	113	0	0	0	0	2	0	0	0	0	2
群馬県	太田市	794	716	78	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
群馬県	沼田市	308	227	81	0	1	0	0	0	0	0	7	0	5
群馬県	館林市	369	314	55	0	0	0	0	0	0	1	1	2	2
群馬県	渋川市	685	601	84	0	0	0	0	0	0	0	26	2	0
群馬県	藤岡市	488	437	51	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
群馬県	富岡市	479	385	94	0	1	0	0	0	0	0	15	1	0
群馬県	安中市	643	495	148	0	0	0	0	0	1	2	10	1	2
群馬県	みどり市	164	127	37	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
群馬県	榑東村	151	138	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
群馬県	吉岡町	138	111	27	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
群馬県	上野村	157	124	33	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
群馬県	神流町	119	89	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
群馬県	下仁田町	237	173	64	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0
群馬県	南牧村	154	114	40	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
群馬県	甘楽町	174	142	32	0	0	0	0	0	0	0	9	0	0
群馬県	中之条町	291	197	94	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
群馬県	長野原町	95	63	32	0	0	0	0	1	0	0	0	0	4
群馬県	嬭恋村	105	72	33	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
群馬県	草津町	13	10	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
群馬県	高山村	98	84	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
群馬県	東吾妻町	269	216	53	0	0	0	0	1	0	0	0	0	2
群馬県	片品村	70	47	23	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
群馬県	川場村	76	55	21	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
群馬県	昭和村	164	142	22	0	0	0	0	0	0	0	13	0	1
群馬県	みなかみ町	401	304	97	0	1	0	0	2	4	0	15	4	1
群馬県	玉村町	109	82	27	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
群馬県	板倉町	280	254	26	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0
群馬県	明和町	153	141	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
群馬県	千代田町	124	114	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
群馬県	大泉町	62	55	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
群馬県	島楽町	156	130	26	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②市町村計		11452	9431	2021	0	3	0	2	9	11	11	117	12	42
③県合計(①+②)		14012	10993	3019	0	9	0	2	9	11	57	126	13	79
高崎河川国道		271	80	191	0	2	0	0	8	0	19	0	6	64
④直轄国道計		271	80	191	0	2	0	0	8	0	19	0	6	64
東日本高速道路(株)	関越道	168	2	166	0	0	0	0	2	0	9	21	6	88
	上信越道	119	0	119	0	0	0	0	0	0	7	11	10	75
	北関東道	77	0	77	0	0	0	0	0	0	6	6	4	43
	東北道	16	2	14	0	0	0	0	2	0	0	2	0	4
⑤東日本高速道路(株)計		380	4	376	0	0	0	0	4	0	22	40	20	210
合計(③+④+⑤)		14663	11077	3586	0	11	0	2	21	11	98	166	39	353

※数値は確定前のため変動の可能性があります

鉄道及び高速道路を跨ぐ橋梁  
については概ね点検が完了し  
ている。

鉄道及び高速道路を跨ぐ橋梁  
については概ね点検が完了し  
ている。

【群馬県 道路メンテナンス会議】  
道路橋 点検状況等取りまとめ様式

連番	自治体名	区分	道路橋数 (H26.4時点調べ)			長寿命化修繕計画策定橋梁数			従来から近接目視点検(新要領と同等の点検)を行っていた橋梁数			左記以外(遠望目視等)で点検を行っていた橋梁数			点検を実施していない橋梁数			今後の点検予定					今後の撤去予定					
			橋長 15m以上	橋長 2～15m	計	橋長 15m以上	橋長 2～15m	計	橋長 15m以上	橋長 2～15m	計	橋長 15m以上	橋長 2～15m	計	橋長 15m以上	橋長 2～15m	計	H26年度 実施予定	H27年度 実施予定	H28年度 実施予定	H29年度 実施予定	H30年度 実施予定	H26年度 撤去予定	H27年度 撤去予定	H28年度 撤去予定	H29年度 撤去予定	H30年度 撤去予定	
1	群馬県	①管理道路橋数	1057	1485	2542																							
		②うち、緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋																										
		③うち、跨線橋																										
		④うち、緊急輸送道路を構成する橋梁(②、③を含む)																										
		⑤うち、緊急輸送道路を構成する橋梁(②、③を除く)																										
2	前橋市	①管理道路橋数	242	973	1215																							
		②うち、緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋																										
		③うち、跨線橋																										
		④うち、緊急輸送道路を構成する橋梁(②、③を含む)																										
		⑤うち、緊急輸送道路を構成する橋梁(②、③を除く)																										
3	高崎市	①管理道路橋数	239	1188	1427																							
		②うち、緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋																										
		③うち、跨線橋																										
		④うち、緊急輸送道路を構成する橋梁(②、③を含む)																										
		⑤うち、緊急輸送道路を構成する橋梁(②、③を除く)																										
4	桐生市	①管理道路橋数	64	373	437																							
		②うち、緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋																										
		③うち、跨線橋																										
		④うち、緊急輸送道路を構成する橋梁(②、③を含む)																										
		⑤うち、緊急輸送道路を構成する橋梁(②、③を除く)																										
5	伊勢崎市	①管理道路橋数	115	337	452																							
		②うち、緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋																										
		③うち、跨線橋																										
		④うち、緊急輸送道路を構成する橋梁(②、③を含む)																										
		⑤うち、緊急輸送道路を構成する橋梁(②、③を除く)																										
6	太田市	①管理道路橋数	78	716	794																							
		②うち、緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋																										
		③うち、跨線橋																										
		④うち、緊急輸送道路を構成する橋梁(②、③を含む)																										
		⑤うち、緊急輸送道路を構成する橋梁(②、③を除く)																										
7	沼田市	①管理道路橋数	83	210	293																							
		②うち、緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋																										
		③うち、跨線橋																										
		④うち、緊急輸送道路を構成する橋梁(②、③を含む)																										
		⑤うち、緊急輸送道路を構成する橋梁(②、③を除く)																										
8	館林市	①管理道路橋数	55	154	209																							
		②うち、緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋																										
		③うち、跨線橋																										
		④うち、緊急輸送道路を構成する橋梁(②、③を含む)																										
		⑤うち、緊急輸送道路を構成する橋梁(②、③を除く)																										
9	渋川市	①管理道路橋数	90	549	639																							
		②うち、緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋																										
		③うち、跨線橋																										
		④うち、緊急輸送道路を構成する橋梁(②、③を含む)																										
		⑤うち、緊急輸送道路を構成する橋梁(②、③を除く)																										

道路橋個別点検データ(橋梁別2m~15m未満)

橋梁ID	橋梁名(ワザナ)		路線名	開通年次別開	開通年次別閉	経過年数	橋長(m)	幅員(m)	所在地	起点側の位置		管理者名	路下条件	代替路の有無	自専道一般道	占用物件(名称)	点検実施年月日		判定区分	点検記録 所見等	措置記録		通行規制の有無	計画					前回の点検状況	優先順位	
										緯度	経度						再判定実施年月日	再判定区分			計画										
																					H26	H27		H28	H29	H30					
	〇〇橋	(マルマルハン)	〇〇線	1984	1984	30	101	11.8	〇〇県〇〇市〇〇地先	43° 11' 02"	141° 19' 28"	〇〇県〇〇土木事務所	市道	有	一般道	水道	2014.〇.〇	Ⅲ	部分的に床版の打ち替えが必要	2014.〇.〇	Ⅱ	有り(通行止め)	点検	補修						B 遠望目視等	3 跨線橋
	□□橋	(□□ハン)	■線	1960	1960	54	6	8	〇〇県〇〇市〇〇地先	43° 12' 50"	140° 45' 39"	□□県□□土木事務所	市道	有	一般道	無し	2014.〇.〇	Ⅱ	広範囲に防食皮膜が劣化	2014.〇.〇	Ⅰ	無し			点検				C 未点検	—	
	▲▲橋	(▲▲ハン)	△△線	1970	1970	44	28	10.5	〇〇県〇〇市〇〇地先	44° 32' 33"	140° 21' 20"	▲▲県▲▲土木事務所	市道	有	一般道	都市ガス水道	2014.〇.〇	Ⅲ	桁に多数のひび割れ、はく離・鉄筋露出が見受けられる	2014.〇.〇	Ⅲ	無し	点検					B 遠望目視等	2 跨道橋		
A0030	新井橋	アライハン	353号	昭和33~43年	1964~1968	46	8.55		前橋市			群馬県	一般国道																		
A0040	無名橋(新井)	ムイハン(アライ)	353号	昭和49~51年	1974~1978	36	4		前橋市			群馬県	一般国道																		
A0050	芳見沢橋	ヨミザワハン	353号	昭和33~43年	1964~1968	46	2.2		前橋市			群馬県	一般国道																		
A0060	高田橋	カダハン	353号	昭和40	1965	49	6.85		前橋市			群馬県	一般国道																		
A0070	皆沢橋	ミザワハン	353号	昭和28	1953	61	6.1		前橋市			群馬県	一般国道																		
A0075	東新山橋	ヒガシニヤマハン	353号	昭和39年以前	1963以前	51	2		前橋市			群馬県	一般国道																		
A0080	龍之口橋	タツクチハン	353号	平成11	1999	15	3.2		前橋市			群馬県	一般国道																		
A0120	細ヶ沢橋	コカザワハン	353号	昭和34~36年	1979~1983	31	7.3		前橋市			群馬県	一般国道																		
A1240	天巻橋	テンマハン	前橋館林線	昭和29	1954	60	4.9		前橋市			群馬県	主要地方道																		
A1250	八坂橋	ヤサカハン	前橋館林線	昭和29	1954	60	5.6		前橋市			群馬県	主要地方道																		
A1260	天大橋	テンダイハン	前橋館林線	昭和55	1980	34	12.86		前橋市			群馬県	主要地方道																		
A1280	大島橋	オシマハン	前橋館林線	昭和29	1954	60	4.1		前橋市			群馬県	主要地方道																		
A1290	南勢多橋	ミミセカハン	前橋館林線	昭和49	1974	40	11.6		前橋市			群馬県	主要地方道																		
A1290	南勢多橋(下り)	ミミセカハン(下り)	前橋館林線	昭和49	1974	40	11.6		前橋市			群馬県	主要地方道																		
A1300	下大島橋	シモオシマハン	前橋館林線	昭和47	1972	42	13.5		前橋市			群馬県	主要地方道																		
A1300	下大島橋(下り)	シモオシマハン(下り)	前橋館林線	昭和47	1972	42	13.5		前橋市			群馬県	主要地方道																		
A1310	清水橋	シズハン	前橋館林線	昭和47	1972	42	7.75		前橋市			群馬県	主要地方道																		
A1310	清水橋(下り)	シズハン(下り)	前橋館林線	昭和47	1972	42	7.75		前橋市			群馬県	主要地方道																		
A0130	諏訪橋	スワハン	前橋大泉～前橋線	昭和42	1967	47	11.3		前橋市			群馬県	主要地方道																		
A0140	境橋	サカイハン	前橋大泉～前橋線	昭和34~36年	1979~1983	31	7.05		前橋市			群馬県	主要地方道																		
A0180	瓦橋	カラハン	前橋大泉～前橋線	昭和42	1967	47	4.63		前橋市			群馬県	主要地方道																		
A0200	小田川橋	オダガワハン	前橋大泉～前橋線	昭和32	1957	57	4.05		前橋市			群馬県	主要地方道																		
A0210	寺沢橋	テラサワハン	前橋大泉～前橋線	昭和32	1957	57	5.72		前橋市			群馬県	主要地方道																		
A0220	萩窪橋	オキクボハン	前橋大泉～前橋線	昭和36	1961	53	6.45		前橋市			群馬県	主要地方道																		
A0240	能満寺川橋	ノクマンジカワハン	前橋大泉～前橋線	昭和61	1986	28	9		前橋市			群馬県	主要地方道																		
A0250	神沢川橋	カンザワガワハン	前橋大泉～前橋線	昭和61	1986	28	13.2		前橋市			群馬県	主要地方道																		
A0260	東橋	アスマハン	前橋大泉～前橋線	昭和29	1954	60	6.5		前橋市			群馬県	主要地方道																		
A0280	神沢橋	カンザワハン	前橋大泉～前橋線	昭和25	1950	64	6.2		前橋市			群馬県	主要地方道																		
A0310	小船橋	コカスハン	前橋大泉～前橋線	昭和8	1933	81	4.6		前橋市			群馬県	主要地方道																		
A0320	感念橋	カンネンハン	前橋大泉～前橋線	昭和26	1951	63	5		前橋市			群馬県	主要地方道																		
A0330	熊川橋	クマカワハン	前橋大泉～前橋線	昭和7	1932	82	4.05		前橋市			群馬県	主要地方道																		
A1150	横橋	ヨコハン	前橋大泉～前橋線	昭和34~36年	1979~1983	31	2.9		前橋市			群馬県	主要地方道																		
A0360	馬場橋	ババハン	前橋赤城線	昭和33~34年	1969~1973	21	3.5		前橋市			群馬県	主要地方道																		
A0370	久留万橋	クルマンハン	前橋赤城線	昭和60	1985	29	14.5		前橋市			群馬県	主要地方道																		
A0380	佐久間橋	サカマハン	前橋赤城線	昭和33~34年	1969~1973	21	6.5		前橋市			群馬県	主要地方道																		

道路橋個別点検データ(橋梁別15m以上)

橋梁ID	橋梁名(フリガナ)	路線名	架設年次西暦	架設年次西暦	経過年数	橋長(m)	幅員(m)	所在地	起点側の位置		管理者名	路下条件	代替路の有無	自導道一般道	占用物件(名称)	点検記録		措置記録		通行規制の有無	計画					前回の点検状況	優先順位							
									緯度	経度						点検実施年月日	判定区分	再判定実施年月日	再判定区分		H26	H27	H28	H29	H30									
																												所見等	再判定実施年月日	再判定区分	点検	補修	点検	点検
	〇〇橋	(マルマルハン)	〇〇線	1984	1984	30	101	11.8	〇〇県〇〇市〇〇地先	43° 11' 02"	141° 19' 28"	〇〇県〇〇土木事務所	市道	有	一般道	水道	2014.〇〇	Ⅲ	部分的に床版の打ち替えが必要	2014.〇〇	Ⅱ	有り(通行止め)	点検	補修						B 遠望目視等	3 跨線橋			
	□□橋	(□□ハン)	■線	1960	1960	54	6	8	〇〇県〇〇市〇〇地先	43° 12' 50"	140° 45' 39"	□□県□□土木事務所	市道	有	一般道	無し	2014.〇〇	Ⅱ	広範囲に防食皮膜が劣化	2014.〇〇	Ⅰ	無し								C 未点検	—			
	▲▲橋	(▲▲ハン)	△△線	1970	1970	44	28	10.5	〇〇県〇〇市〇〇地先	44° 32' 33"	140° 21' 20"	▲▲県▲▲土木事務所	市道	有	一般道	都市ガス水道	2014.〇〇	Ⅲ	桁に多数のひび割れ、はく離・鉄筋露出が見受けられる	2014.〇〇	Ⅲ	無し	点検							B 遠望目視等	2 跨線橋			
A0010	大堰橋	オオゼキハン	353号	昭和35	1960	54	76.37		前橋市			群馬県	一般国道																					
A0010	大堰橋(下り)	オオゼキハン(下り)	353号	昭和35	1960	54	76.37		前橋市			群馬県	一般国道																					
A0020	三夜沢橋	ミヨザワハン	353号	昭和27	1952	62	48.5		前橋市			群馬県	一般国道																					
A0020	三夜沢橋(下り)	ミヨザワハン(下り)	353号	昭和27	1952	62	48		前橋市			群馬県	一般国道																					
A0090	赤城大橋	アカキオオハン	353号	昭和28	1953	61	84.04		前橋市			群馬県	一般国道																					
A0090	赤城大橋(下り)	アカキオオハン(下り)	353号	昭和28	1953	61	84.04		前橋市			群馬県	一般国道																					
A0125	勢多大橋	セオオハン	353号	平成14～20年	2004～2007	7	160		前橋市			群馬県	一般国道																					
A1320	小屋原除橋(上り)	コハラリキョウ(上り)	前橋館林線	昭和59～63年	1984～1988	26	368		前橋市			群馬県	主要地方道																					
A1320	小屋原除橋(下り)	コハラリキョウ(下り)	前橋館林線	昭和63	1988	26	368		前橋市			群馬県	主要地方道																					
A1340	新小屋原除橋(上り)	シンコハラリキョウ(上り)	前橋館林線	昭和62	1987	27	41.2		前橋市			群馬県	主要地方道																					
A1340	新小屋原除橋(下り)	シンコハラリキョウ(下り)	前橋館林線	昭和63	1988	26	41.2		前橋市			群馬県	主要地方道																					
A0150	天神橋	テンジンハン	前橋大間々郷生線	昭和43	1968	46	68		前橋市			群馬県	主要地方道																					
A0170	上泉橋	カミイズミハン	前橋大間々郷生線	昭和43	1968	46	33		前橋市			群馬県	主要地方道																					
A0230	大胡大橋	オオゴオオハン	前橋大間々郷生線	昭和60	1985	29	42.5		前橋市			群馬県	主要地方道																					
A0290	泉橋	イズミハン	前橋大間々郷生線	平成9	1997	17	15.8		前橋市			群馬県	主要地方道																					
A0300	柏川橋	カスカワハン	前橋大間々郷生線	昭和37	1962	52	30.05		前橋市			群馬県	主要地方道																					
A0340	佐賀橋	サガハン	前橋大間々郷生線	平成2	1990	24	15.64		前橋市			群馬県	主要地方道																					
A0400	北代田橋	キタノロハン	前橋赤城線	昭和63	1988	26	30.2		前橋市			群馬県	主要地方道																					
A0420	白川橋	シらかワハン	前橋赤城線	昭和47	1972	42	38.05		前橋市			群馬県	主要地方道																					
A0460	大河原橋	オオカワラハン	前橋赤城線	昭和31	1956	58	42.65		前橋市			群馬県	主要地方道																					
A0490	新桜沢橋	シンザクラザワハン	前橋赤城線	昭和40	1965	49	19.1		前橋市			群馬県	主要地方道																					
A0500	姫百合橋	ヒメユリハン	前橋赤城線	昭和34	1959	55	29.45		前橋市			群馬県	主要地方道																					
A0830	稲荷橋	イナリハン	前橋箕郷線	平成3	1991	23	19.78		前橋市			群馬県	主要地方道																					
A0830	稲荷橋(下り)	イナリハン(下り)	前橋箕郷線	平成3	1991	23	17.18		前橋市			群馬県	主要地方道																					
A0850	大渡橋(上り)	オオワタリハン(上り)	前橋箕郷線	昭和63	1988	26	526		前橋市			群馬県	主要地方道																					
A0850	大渡橋(下り)	オオワタリハン(下り)	前橋箕郷線	昭和63	1988	26	526		前橋市			群馬県	主要地方道																					
A0860	総社跨線橋	ソウジヤクセンキョウ	前橋箕郷線	昭和44	1969	45	160		前橋市			群馬県	主要地方道																					
A0870	山沢橋	ヤマザワハン	前橋箕郷線	昭和55	1980	34	21.56		前橋市			群馬県	主要地方道																					
A1350	中央大橋	チュウオウオオハン	前橋安中富岡線	昭和48	1973	41	590.2		前橋市			群馬県	主要地方道																					
A1360	大友跨線橋	オオトモセンキョウ	前橋安中富岡線	昭和49	1974	40	172		前橋市			群馬県	主要地方道																					
A1360	大友跨線橋(旧線側)	オオトモセンキョウ(旧線側)	前橋安中富岡線	昭和49～53年	1974～1978	36	172		前橋市			群馬県	主要地方道																					
A1370	滝川橋	タカワハン	前橋安中富岡線	昭和49	1974	40	30.7		前橋市			群馬県	主要地方道																					
A1380	元総社橋	モトソウジヤハン	前橋安中富岡線	昭和32	1957	57	15.4		前橋市			群馬県	主要地方道																					
A1400	共栄橋	キョウエイハン	前橋安中富岡線	昭和34	1959	55	15.4		前橋市			群馬県	主要地方道																					
A1080	諏訪橋	スワハン	前橋玉村線	昭和50	1975	39	24.5		前橋市			群馬県	主要地方道																					
A1085	堀気川橋(上り)	ホケガワハン(上り)	前橋玉村線	平成11	1999	15	65.3		前橋市			群馬県	主要地方道																					
A1085	堀気川橋(下り)	ホケガワハン(下り)	前橋玉村線	平成11～15年	1999～2003	11	65.3		前橋市			群馬県	主要地方道																					

# 道路施設の管理に関する 支援要望について

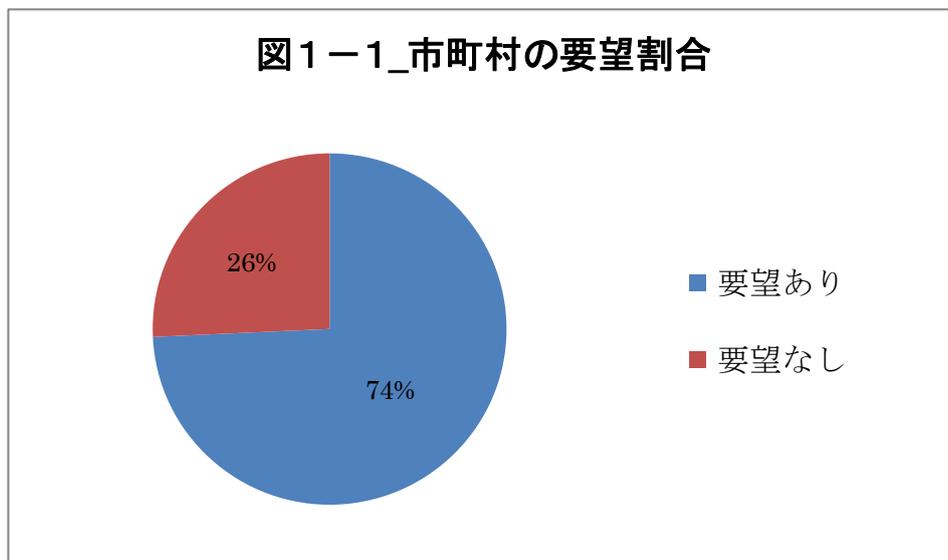
**【とりまとめ結果】**

道路橋やトンネルなどの定期点検を義務付ける国土交通省令が7月1日に施行されました。

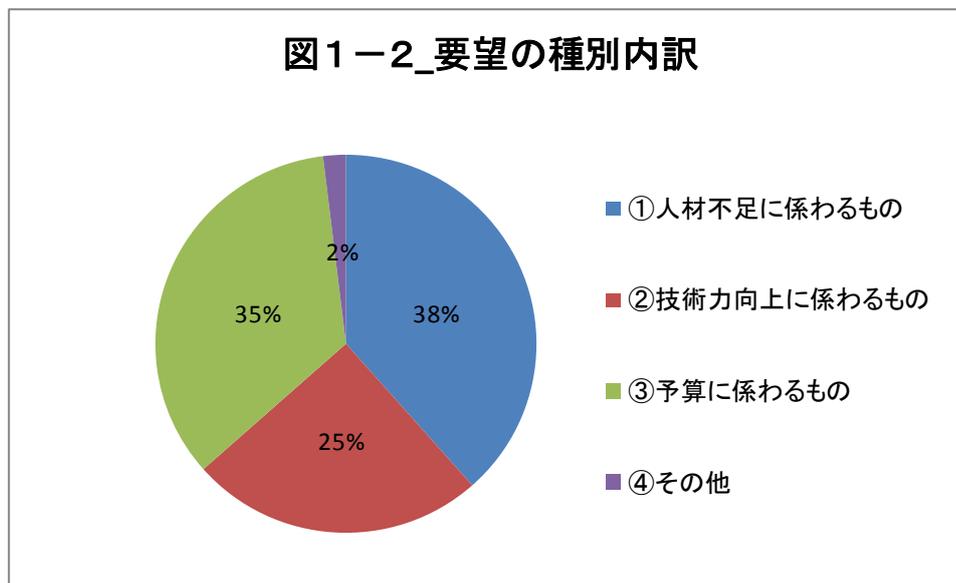
群馬県メンテナンス協議会は、既に財政状況や技術者不足により十分な保守管理体制が取れない市町村も多いことを踏まえ、今後、適切な道路施設の管理を行っていくために必要となる支援要望の意向等を確認しました。

## 1. 道路施設の管理に関する要望について

### 1) 市町村からの支援要望の意向の確認した結果



### 2) 「要望あり」と回答した市町村から出された要望の内訳



3) 「①人材不足に係わるもの」「②技術力向上に係わるもの」「③予算に係わるもの」それぞれの内訳

図1-3-1\_①人材不足に係わるもの内訳

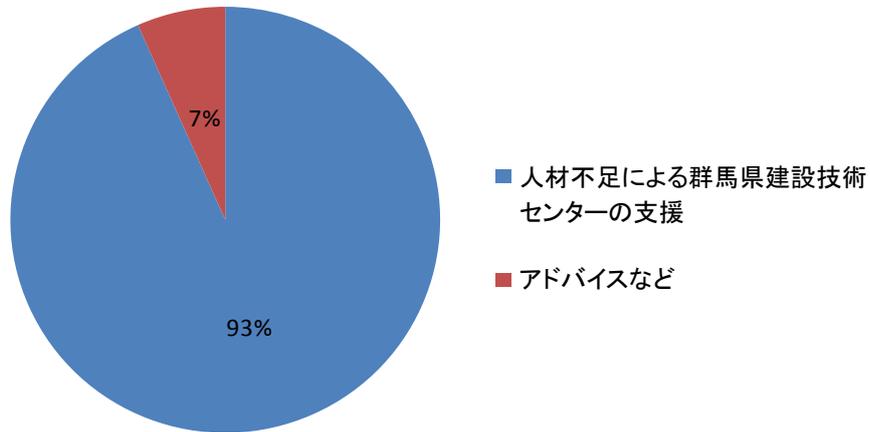


図1-3-2\_②技術力向上に係わるもの内訳

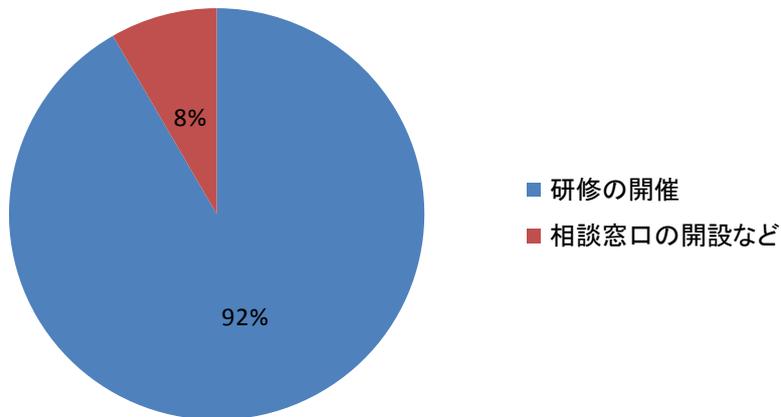
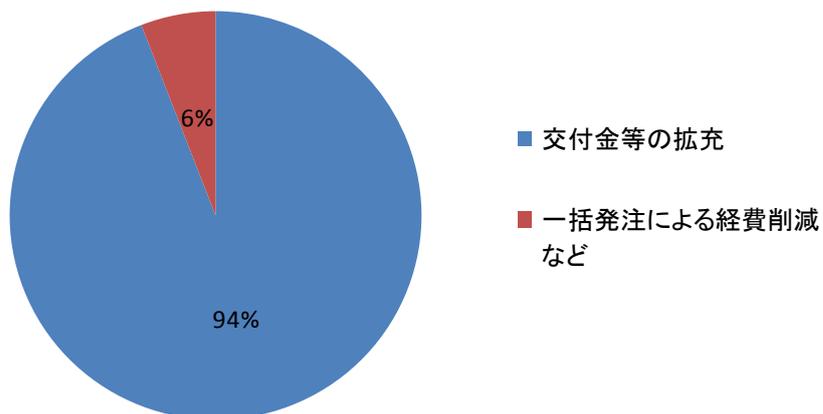


図1-3-3\_③予算に係わるもの内訳



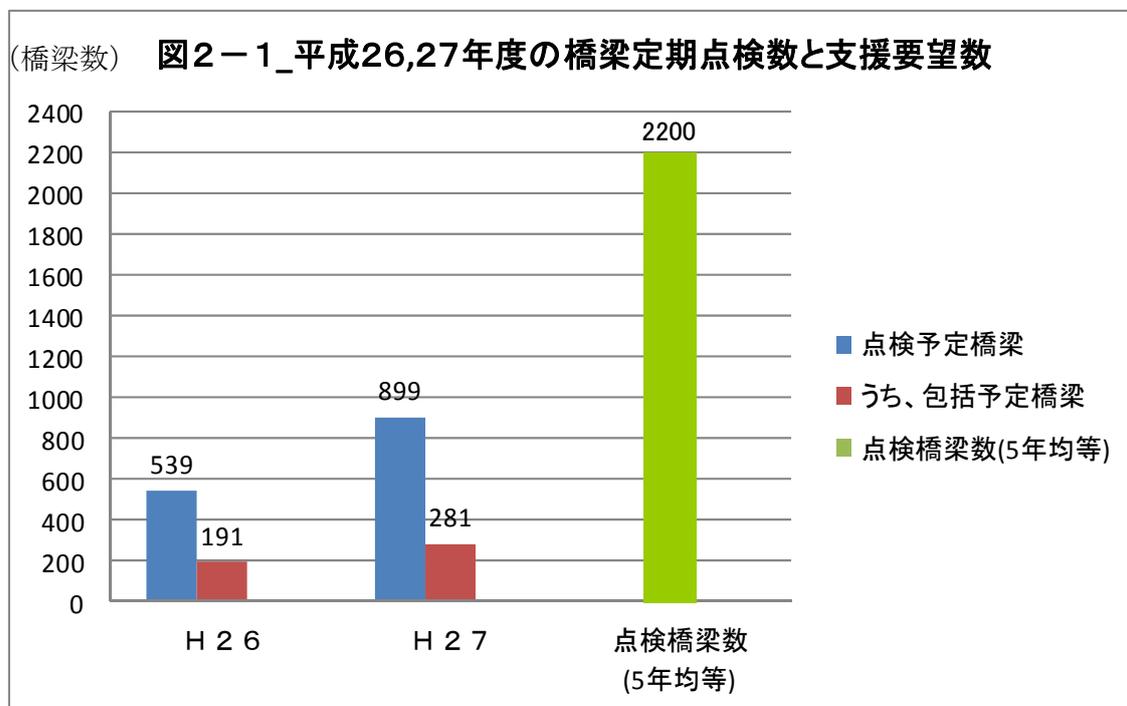
市町村からの支援要望に関する代表的な意見

種別	意見	自治体名
①人材不足に係わるもの	人員が不足しているのでセンターの支援やアドバイスをしてほしい。	安中市
	技術職員不足を補う手段として、画一的な指導により県内市町村と同品質の成果が得られる群馬県建設技術センターの支援を要望。	明和町
	技術職員がいないため技術的な支援をお願いしたい。	下仁田町
②技術力向上に係わるもの	点検技術の研修会を早々に実施してほしい。	前橋市
	点検技術に関する出前講座や研修会への参加依頼。	長野原町
	点検技術支援のための研修会の開催、講師派遣による現地指導。	みなかみ町
	土木事務所に専門技術を有する職員を配置し相談窓口の開設また、点検技術に関する研修会等の開催を要望。	東吾妻町
③予算に係わるもの	当市に限らず、ほとんどの地方自治体が補助金裏負担の捻出が困難な財政状況にあるので、補助率のアップを要望します。	高崎市
	橋梁点検の義務づけに伴い、予算の拡充をお願いしたい。また、中途半端な配当はやめていただきたい。	中之条町
	財政的にも大きな負担となることから、できる限り交付金を活用していきたいため、補助率や内定率アップを要望したい。	板倉町
	点検業務について、一括発注で経費削減できるのならば、一括発注をしたい。	前橋市
④その他	点検により修繕計画となるが5年毎の点検や修繕の履歴を含めた一括管理ができるようなシステムの構築。予算編成前(9月頃)に建設技術センターと打合せを実施し、それを基に予算化し点検漏れや修繕計画漏れのない体制を要望。	東吾妻町

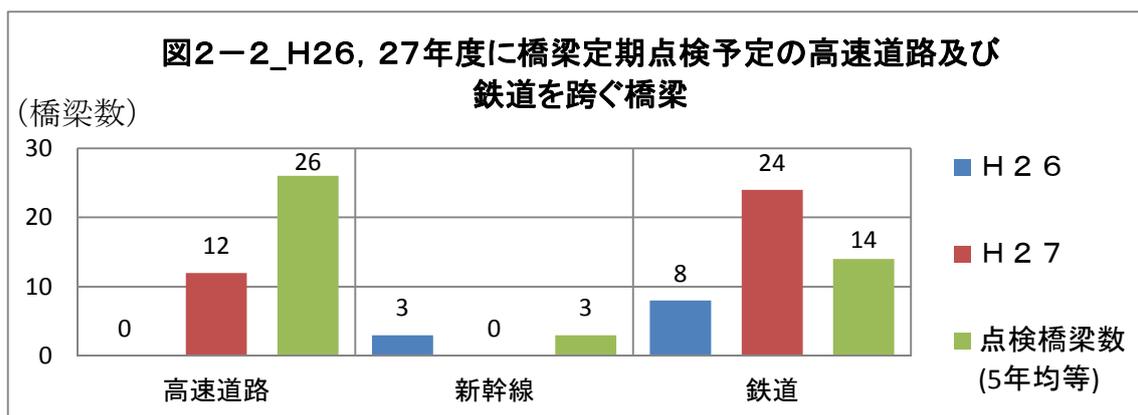
2. 平成26年度及び平成27年度の橋梁定期点検予定について

1) 市町村における橋梁定期点検予定数と包括発注による支援要望橋梁数

※市町村が管理する橋梁は約11,000橋、毎年均等に点検を実施するためには単純平均で約2,200橋となる。



2) 橋梁定期点検を予定している橋梁のうち、協議及びコスト面で管理者の負担が大きいと考えられる高速道路及び鉄道を跨ぐ橋梁数の内訳



群馬県内の市町村が管理する全橋梁の定期点検（5年に1回）を行った場合の概算額は、**「約40億円」**、毎年**「約8億円」**の予算が必要となる。

※群馬県が実施した過去3年間の実績(H23~H25)から算出した1橋当たりの単価をもとに概算額を算出した。

その他

平成26年7月23日(水)  
群馬県メンテナンス協議会

国土交通省 高崎河川国道事務所  
群馬県  
東日本高速道路株式会社5事務所  
群馬県内35市町村  
公益財団法人群馬県建設技術センター

## 記者発表資料

# 道路メンテナンス総力戦【第2弾】 点検要領等に関する道路施設点検技術講習会を開催します。

群馬県メンテナンス協議会では、7月1日から施行された5年点検を統一的な尺度で点検・診断するため、群馬県内の地方公共団体の職員及び担い手となる民間企業の社員等を対象に、点検要領等に関する「道路施設点検技術講習会」を、下記により開催します。

日時：平成26年7月28日(月) 9:30～16:50  
場所：群馬県公社総合ビル 多目的ホール  
前橋市大渡町1-10-7

[講習会の申込み及び申込みに関する問合せ先]  
公益財団法人群馬県建設技術センター 技術支援係  
電話：027-210-8141 FAX：027-251-7484

### 報道機関の皆様へ

・取材される場合は、7月25日(金)17時までに、下記問い合わせ先に登録願います。

### 記者発表クラブ

竹芝記者クラブ 神奈川建設記者会 刀水クラブ テレビ記者会  
高崎記者クラブ

### 問い合わせ先

群馬県メンテナンス協議会事務局

国土交通省 関東地方整備局 高崎河川国道事務所  
住所：群馬県高崎市栄町6-41 電話：027-345-6000(代)  
副所長 伏見 利行 (ふしみ としゆき) 内線：204  
計画課長 中嶋 政幸 (なかじま まさゆき) 内線：261

群馬県 県土整備部 道路管理課  
住所：群馬県前橋市大手町一丁目1-1 電話：027-223-1111(代)  
課長 上原 幸彦 (うえはら ゆきひこ) 内線：3590  
次長 林 賢司 (はやし けんじ) 内線：3592

## 会場案内図

場所：群馬県公社総合ビル 多目的ホール  
(前橋市大渡町 1-10-7)



### 報道機関の皆様へ

・取材される場合は、7月25日（金）17時までに、問い合わせ先に登録願います。

# 平成26年度 道路施設定期点検等業務に関する支援

平成26年7月  
公益財団法人 群馬県建設技術センター

## I. 事業目的

公益財団法人群馬県建設技術センター（以下：「センター」と表示）は、道路ストック総点検業務の支援のほか、平成26年3月の道路法施行規則の改正により道路施設定期点検を5年に1度に義務化し、統一的な尺度で調査することを基本とする定期点検要領で実施する市町村の道路施設点検業務を事務支援する。

## II. 受託業務

道路施設の点検・診断業務のほか、長寿命化計画策定業務を受託する。

## III. 適用基準

群馬県道路橋定期点検要領、道路トンネル定期点検要領（平成26年6月）、シェッド、大型カルバート等定期点検要領（平成26年6月）、横断歩道橋定期点検要領（平成26年6月）、門型標識等定期点検要領（平成26年6月）、道路ストック総点検要領（平成25年4月）を本点検業務の適用基準とする。

## IV. 募集期間

当該年度の点検業務委託歩掛を市町村へ配布後、2週間とする。

## V. 契約方法

1. 当該年度の点検業務委託歩掛を策定後、県内市町村へ配布する。
2. 各市町村において点検数量を試算し、センターあて委託契約を通知する。（別紙「建設相談事業申込書」の記載参照）
3. 受委託契約を締結する。  
（センターでは、事務の簡素化を図るため、契約書についてはセンター書式の使用を、また、書類收受は郵便扱いをお願いします。〔「契約書」は別紙を参照〕）

## VI. 実施方法

県内市町村からの依頼を取りまとめ、点検業務を、地域・点検項目・点検数量等を考慮した上で包括発注する。

## VII. 納品

点検業務成果として、業務委託期間末日までに報告書を提出する。

# スケジュール

2014年 7月

業務名称	依頼先			
平成26年度 道路施設定期点検・道路ストック総点検業務	県内市町村			
	開始予定月	完了予定月	業務担当係	担当者
	H26. 7	H27. 3	技術支援係	-
				作成日
				H26. 7

内 容	担当	予定日		実績日	2014年		8月	9月	備考
		開始	終了		開始	終了			
市町村へ業務支援案内通知	センター			6/20					
業務案内(訪問・要望ヒアリング)	センター	6/25	7/9	6/25	7/9				
業務スケジュール説明	センター	7/24							
【ポイント・協議会(第2回)】	センター	7/22	8/10						
点検業務委託歩掛調査	センター	8/11	8/24						
点検業務委託積算(26年度単価決定)	センター	8/25	8/26						
点検業務委託単価市町村送付	センター	8/25	9/5						
センターへの委託申込	市町村								
受委託契約	市町村 技術センター	9/6	9/19						
業務委託設計書作成	センター	8/26	9/19						
業務委託者見積期間・入札	センター	9/10	9/30						
点検業務委託開始・完了	センター	9/15	2/28						
市町村センター受委託成果納品・委託契約	センター	3/1	3/20						
群馬県からセンター活用案内	建設企画課			4/28					
群馬県メンテナンス協議会(第2回)	協議会	7/24	7/24						
群馬県メンテナンス協議会主催 道路施設点検技術講習会	協議会	7/28	7/28						
道路施設点検技術講習会 準備	センター	7/10	7/27	7/10					
道路法施行規則改正 定期点検要領通知	国土交通省			6/25					

(記入例)

※本様式はホームページ業務案内「建設相談」にあります。

様式第1号

# 建設相談事業申込書

平成 年 月 日

公益財団法人群馬県建設技術センター事務局長 様

(市町村名：担当課名)

(押印不要)

* 事 業 種 別	① 道路橋梁等	事 業 名	〇〇〇事業 〇〇〇〇〇業務委託	希 望 時 期	年度内 <del>(定期)</del> 月 実施 <del>(臨時)</del> 月 日
	2 河川砂防等				
	3 下水道等				
	4 建築等				
	5 その他				
相 談 区 分	1 建設事業の計画段階における執行及び技術に関すること。 ② 建設事業の計画又は、実施における技術的調査に関すること。 3 建設事業の調査設計等の委託成果品の審査に関すること。 4 建設事業の工事施工における監理及び検査等に関すること。 5 その他、センターで助言・指導可能な事項に関すること。				
事 業 の 概 要	道路施設定期点検・道路ストック総点検に係る下記業務を依頼する。 橋梁定期点検 〇〇橋 トンネル定期点検 〇線 〇基 舗装総点検 〇線 〇〇〇〇m 法面・盛土・擁壁総点検 〇線 〇〇〇〇m 道路附属物総点検 〇線 〇基				
				整理番号	
				区分番号	

## 業務委託契約書

- 1 業務の名称 平成 年度  
○○○業務委託
- 2 履行期間 平成○○年○○月○○日から  
平成○○年○○月○○日まで
- 3 業務委託料 金○, ○○○, ○○○円  
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額○○, ○○○円

上記の委託業務について、委託者 ○○○長 ○○ ○○（以下「甲」という。）と受託者 公益財団法人群馬県建設技術センター 理事長 塚 浩志（以下「乙」という。）は、次の条件により契約を締結する。

（総 則）

第1条 乙は、別冊の○○○業務委託仕様書に基づき、頭書の金額及び履行期限までに委託業務（以下「業務」という。）を完了しなければならない。

（業務工程表）

第2条 甲は、契約締結後必要に応じて、乙に対し、業務工程表の提出を求めることができるものとする。

（監督員、業務主任技術者）

第3条 甲は、この契約の履行について、自己に代って監督し、若しくは指示する監督員を定め、また、乙は、業務履行の技術上の管理をつかさどる業務主任技術者を定め、それぞれ書面により通知するものとする。

（権利義務の譲渡等）

第4条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し又は承継させてはならない。

2 乙は、業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し又は下請けさせてはならない。ただし、あらかじめ、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（一括再委託等の禁止）

第5条 受託者は、業務の全部を一括して、又は委託者が設計図書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 受託者は、前項の主たる部分のほか、委託者が設計図書において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

3 受託者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、委託者の承認を得なければならない。ただし、委託者が設計図書において指定し

た軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りではない。

4 委託者は、受託者に対して業務の一部を委任し、又は請け負わせたモノの商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(委託業務の調査)

第6条 甲は、必要があると認めたときは、乙に対して委託業務の処理状況につき調査し、又は報告を求めることができる。

(業務内容等の変更)

第7条 甲は、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、委託料又は履行期限を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。

(履行期限の延長)

第8条 乙は、その責めに帰すことができない事由により、履行期限までに業務を完了することができないことが明らかになったときは、甲に対して遅滞なく、その事由を附して履行期限の延長を求めることができる。この場合において、その延長日数は甲乙協議して定める。

(損害のために必要を生じた経費の負担)

第9条 業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のため生じた経費は、乙が負担するものとする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰する事由による場合においては、この限りでない。

(検査及び引渡し)

第10条 乙は、受託業務を完了したときは、遅滞なく甲に業務完了報告書を提出しなければならない。

2 甲は、前項の報告書を受領したときは、その日から起算して10日以内に、当該成果品をもって検査を受けなければならない。

3 乙は、前項の検査の結果、補正を命じられたときは遅滞なく当該補正を行い、再検査を受けなければならない。

4 第2項の検査に合格したときをもって、当該成果品の引渡しを完了したものとする。

(委託料の支払)

第11条 乙は、前条の規定による検査に合格したときは、甲に対して委託料の支払を請求するものとする。

2 前項の規定による請求は、前払金等を受けている場合は、その額を控除した額について行うものとする。

3 甲は、前項の支払請求があったときは、その日から30日以内に支払いするものとする。

(前払及び部分払)

第12条 乙は、業務委託料の3/10以内の前払いを請求できるものとする。

2 乙は、前項の規定に拘わらず業務の一部が完了し、かつ、その性質が可分であるときは、業務一部完了報告書を提出のうえ当該業務委託料相当額を請求することができるものとし、その請求する額は次の方式により算定して得た額とする。

$$\text{部分支払額} \leq \text{業務委託額} \times (1 - \text{前払額} / \text{業務委託額})$$

3 前項の場合は、第9条第2項から同条第4項までを準用する。

(契約の解除)

第13条 甲は、乙がこの契約に定める業務を履行しないときは、催告を行うことなくこの契約を解除することができる。

(損害賠償)

第14条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため、甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として、甲に支払わなければならない。

(秘密の保持)

第15条 乙は、委託業務の遂行上知り得た秘密又は不利益となる事項を他人に漏らしてはならない。

(契約の費用)

第16条 この契約に要する費用は、乙の負担とする。

(契約外の事項)

第17条 この契約に定めのない事項又はこの契約の条項について疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

この契約の締結を保証するため、契約書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自その1通を保持するものとする。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

甲 委託者 〇〇市・郡〇〇町〇〇〇  
〇〇〇長 〇〇 〇〇

乙 受託者 前橋市大渡町一丁目10番地の7  
公益財団法人群馬県建設技術センター  
理 事 長 塚 浩 志